

パブリックコメント等について

1 環境審議会委員からの意見・・・別紙1

(1) 意見照会期間

令和3年11月12日（金）から11月26日（金）まで（2週間）

(2) 意見照会の結果

- 意見件数：3件
- 意見内容と意見への対応：別紙のとおり

2 パブリックコメント意見・・・別紙2

(1) 意見募集期間

令和3年11月30日（火）から12月13日（月）まで（2週間）

(2) 周知方法

記者投げ込みによりマスコミへ情報提供、福岡県内の自然環境保全団体等へ周知

(3) 閲覧方法

県民情報センター（県庁）、地区県民情報コーナー（4か所）において配架を行うとともに、県ホームページに掲載

(4) 意見提出方法

所定の様式にて、事務局へ持参、郵送、FAX 又は電子メールにて提出

(5) 意見募集の結果

- 意見件数：9団体21件
- 意見内容と意見への対応：別紙のとおり

3 県内市町村からの意見・・・別紙3

(1) 意見照会期間

令和3年11月30日（火）から12月13日（月）まで（2週間）

(2) 意見照会の結果

- 意見件数：2市町村12件
- 意見内容と意見への対応：別紙のとおり

環境審議会委員からの意見及び意見への対応(案)

別紙1

整理番号	委員名	関連ページ		意見内容	意見の理由	意見への対応
		照会時	現戦略案			
1	井上(眞)委員	P8	P8	図のタイトル 愛知目標の20の目標 → COP10における20の愛知目標(2010年)	このままでも良いのですが、より広く県民に理解してもらうために説明を加えています。ご検討ください。	左記のとおり修正します。
2	井上(眞)委員	P26, 27, 29ほか	P26, 27, 29ほか	県内→ 福岡県 本県 → 福岡県 「県」の表記なし(p.29すべて) → 福岡県	図表のみでも伝わるように、基本的には「福岡県」というタイトルは必須だと思います。ページ数は、一例を示していますので、全体をチェックしてみてください。	環境総合ビジョンと同様に、左記のとおり修正します。
3	川崎委員	P92	P129 8行～	野生生物の適切な保護と管理の項に傷病野生鳥獣保護について記述すべきと思います。	傷病野生鳥獣保護についてです。県民から寄せられた傷病野生鳥獣については、県内8か所の傷病野生鳥獣医療所を設置して対応しています。 福岡県は以前からこの事業を取り組んでおりますが、鳥インフルエンザの影響で受入施設の確保が難しくなっております。 しかし、県民が野外で傷病鳥獣を発見し、助けたいとの思いで行政に連絡を入れ、受入先まで運んでいきます。県民の動物愛護精神を醸成する事業でもあります。受入の傷病野生鳥獣医療所も県施設ではなく市施設や民間施設です。受入施設にとっても県環境部の基本計画の中に掲げているものであれば、受入れの励みになると思われます。 また、環境部の基本計画に載っていないと、財政サイドから見れば重要事業でないと判断され、削減対象になるのでないかと危惧されます。	第5章行動計画に施策を追加します。

※第2回環境審議会(11月9日開催)で配付した戦略(案)に対する意見

パブリックコメント意見及び意見への対応(案)

別紙2

①積極的な施策への提案

整理番号	関連ページ		意見内容	意見の理由	意見への対応 ※パブリックコメント時のページ数を記載
	パブコメ時	現戦略案			
1	P30 12行目	P30 表中	県内の代表的な干潟の特徴 曾根干潟について、「海岸近くに満潮時でも砂洲が残り水鳥が集まる」という表記は不適切。	過去に大野川河口で見られたが、環境変化により現状では水没するし以前のような光景は見られない。「国内有数のカブトガニの産卵・生息地である」事の方が適切かと思う。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「多くの水鳥が集まるとともに、国内有数のカブトガニの産卵・生息地となっている。」
2	P78	P70 P137	二次草原、ため池の消失要因として、現在進行している開発行為、太陽光発電施設の設置についても明記すべきです。	二次草原、ため池の消失要因として、現在進行している開発行為、太陽光発電施設の設置が明記されていません。本県においてもこのような開発行為が希少種の自生地消滅の原因となっている事例がいくつもあります。今後の脱炭素化と生物多様性保全の推進において、農地生態系・里地里山景観の保全と再生可能エネルギー施設の整備のバランスをどう図るかは、喫緊に検討すべき重要な課題の一つであり、本戦略へ明記すべきです。	太陽光を含む再生可能エネルギーによる発電施設の設置については、生態系にまたがる横断的な問題であるため、戦略案P69「(5)地球環境の変化」において、再生可能エネルギーによる発電施設を設置する際には、生物の生息・生育環境に影響が生じる場合があり、生物多様性への配慮が求められることを記載しています。 また、戦略案P137「再生可能エネルギー導入に際しての生物多様性配慮」においては、今後、市町村が地域脱炭素化促進事業の促進区域を設定する際の環境配慮の方針として、動植物・生態系等への配慮等を定めた環境配慮基準を検討する予定としています。いただいた御意見の趣旨はその際の参考とさせていただきます。
3		P72 10行～	海の酸性化に対する実態調査にも取り組むべきである。	CO2排出増加に伴う海洋の吸収増加で海の酸性化が進んでいると言われる。県内のカキ養殖等への影響もいずれ予想され、三陸の方では既に実態調査に取り組んでいると聞く。海水温の上昇に伴う生態系の異変や影響の把握と合わせて、酸性化の実態把握もすべき。	御意見をいただいた点については、戦略案P71「②地球環境の変化による海域への影響」において、海洋酸性化の影響に関する記述をしているとおり、現状認識はあるところですが、県として科学的な知見等はまだまだ持ち合わせていない状況です。いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

パブリックコメント意見及び意見への対応(案)

別紙2

①積極的な施策への提案

整理番号	関連ページ		意見内容	意見の理由	意見への対応 ※パブリックコメント時のページ数を記載
	パブコメ時	現戦略案			
4	P74 14行目	P74 14行～	<p>今から10年ほど前に、地球温暖化により気温が2℃上昇した場合、九州地方のブナ林の衰退(2050年には面積が半減)が予測されていることはご存じだと思います。</p> <p>課題には「ブナ自然林の保全」とありますが、林床植物のシカ食害に対しては局所的な施策は有効かもしれませんが、林冠を形成しているブナ等を維持するには、地球レベルでの気温上昇や乾燥化の抑制という短期間で解決が難しい問題があると思われ(だから課題になっている?)。</p> <p>むしろ、ブナ自然林の保全に含めて考えられているかもしれませんが、森林の更新状況等の定期的なモニタリングが重要と思われ、課題に追加してはいかがでしょうか。</p>		<p>御意見のとおり、ブナ自然林の保全に向けては、気候変動の影響なども踏まえた定期的なモニタリングが重要であり、その手法についても今後検討・研究を進めていくことが必要になるものと考えます。なお、本戦略の記載につきましては、モニタリングも含めてブナ自然林の保全の一環と考えているため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
5	P74 二次林・人工林	P75 23行～	<p>森林環境譲与税が、二次林・人工林の生物多様性保全にも充当されることが求められることについて触れてほしい。</p>	<p>間伐が主体の森林環境税について触れられているのでより大きな額になる譲与税について生物多様性の財源としてふれられることが望ましいため。</p>	<p>森林環境譲与税については、国又は県が市町村に交付し、市町村において、地域の実情に応じて法令に定める範囲で幅広く弾力的に活用することとされています。</p> <p>そのため、森林環境譲与税の用途は市町村が検討することから、原案のままさせていただきます。</p>

パブリックコメント意見及び意見への対応(案)

別紙2

①積極的な施策への提案

整理番号	関連ページ		意見内容	意見の理由	意見への対応 ※パブリックコメント時のページ数を記載
	パブコメ時	現戦略案			
6	P75-76	P76 31行～	木質バイオマスとして利用される木材について、主伐材・間伐材・林地残材の表記は適切に区別しておく方が適切であると思います。木質バイオマスとしての木材利用が拡大していることについて、木材利用量に主伐材が含まれていませんか。建材として利用できる木材であるにも関わらず、木材価格的に売りに出せず、バイオマス燃料用に転用されている場合があります。木材をバイオマス燃料として活用することが持続可能な森林経営であるかどうかは、用いる材の種類によって変わるため、表記は適切にするべきだと思います。	木質バイオマスとしての木材利用が拡大していることについて、木材利用量に主伐材が含まれていませんか。建材として利用できる木材であるにも関わらず、木材価格的に売りに出せず、バイオマス燃料用に転用されている場合があります。木材をバイオマス燃料として活用することが持続可能な森林経営であるかどうかは、用いる材料の種類によって変わるため、表記は適切にするべきだと思います(バイオマス燃料としての利用が森林の炭素収支において本当に最善かどうかは科学的に慎重に判断すべきであると思います)。	木質バイオマスとして利用される木材は、主として間伐や主伐により伐採された木材のうち、未利用のまま林地に放置されている間伐材や枝条等になります。 県では、御指摘のようなことがないよう、伐採事業者や加工事業者等を対象としたセミナーの開催等を通じて、バイオマス燃料としての木材の適正使用について指導しているところです。 戦略案P75の記述につきましては、御指摘を踏まえ、「また、間伐材や木材の新たな活用先として…」という記述を次のとおり修正します。 「また、間伐材を主とした未利用木材の新たな活用先として…」
7	P78	P79 11行～	11～12行目:雑草の発生源とありますが、放棄耕作地のリスクとして記載するのであれば、外来草本とすべきであると思います。	雑草の発生源とありますが、在来草本であれば必ずしも悪いものではないため、表記が適切ではありません。休耕地で発見される希少種の草本植物も存在します。	御意見を踏まえ、戦略案P78の11行目を次のとおり修正します。 「耕作放棄地は、病害虫や外来雑草の発生源になったり…」
8	P93 36行目	P92 30行～	生物標本の収集及び管理等に従事するスタッフが全国的にも高齢化しているため、人材育成を課題に追加してはどうでしょうか。		御意見のとおり、生物多様性に関する専門的知識を持つ人材の育成が求められています。このため、戦略案P91「④教育・研究機関」に、教育・研究機関に期待される役割として、「生物多様性に関する高度な専門知識と幅広い視野を持った研究者や技術者を養成していくこと」を記載しているところです。

パブリックコメント意見及び意見への対応(案)

別紙2

①積極的な施策への提案

整理番号	関連ページ		意見内容	意見の理由	意見への対応 ※パブリックコメント時のページ数を記載
	パブコメ時	現戦略案			
9		P111～	<p>行動計画について(全般) 本戦略履行に関する関係各課の予算(資金)確保の方法(予算源、予算確保の計画・方法)について、項目を立てて明記しておく方が適切と思います。</p>	<p>生物多様性の保全・再生・利活用の推進は、喫緊に急がれる課題であり、重要な施策です。しかしながら、福岡県の令和3年度予算を確認すると、生物多様性の保全関係では1500万程度が挙げられているのみでした。生物多様性保全は、県の重要施策であるにも関わらず、まとまった予算がつけられていないように見えます。本計画にも、中期的な枠組みでありながら予算確保の見込みが明記されていません。現実問題として、適切な資金配分、人員確保ができていなければ、円滑な戦略履行は困難と思います。</p>	<p>予算は、単年度が原則であるため、今後5年間の予算について、あらかじめ記載することは困難です。今後とも、第5章「行動計画」に記載している各種施策を着実に遂行できるよう、各部各課において、毎年度必要な予算の確保に努めてまいります。</p>
10	P124	P124 20行～	<p>ラムサール条約湿地に関する取り組みに関して、積極的な登録申請を目指し、啓発活動を行うべき。</p>	<p>県内には、国際的な重要湿地の基準で、ラムサール条約登録要件の生物学的要件を十分に満たしながら、地域の理解や協力が今ひとつのために申請に至らず、県内には登録地が一つもない。保全のための法的規制のないところもある。利活用も含めその重要性和保全のために地域住民への理解や協力を得られるように積極的に啓発活動を行うべき。</p>	<p>ラムサール条約登録については、国際基準に加えて、自然公園法、鳥獣保護管理法などの法律による自然環境の保全が図られることと、地元住民などから登録への賛意が得られていることの2つの条件を満たすことが必要となります。</p> <p>そのため、登録については地元の市町村、住民の賛同が欠かせないことから、県としては、まずは、地元の合意形成の状況を見守っているところです。</p>

パブリックコメント意見及び意見への対応(案)

別紙2

①積極的な施策への提案

整理番号	関連ページ		意見内容	意見の理由	意見への対応 ※パブリックコメント時のページ数を記載
	パブコメ時	現戦略案			
11	P22 P126 P155	P126 P156	<p>希少野生動植物種の保護回復について、指定希少野生動植物種20種のみが行動目標2(p.22)と目標2-2(p.126)で言及されており、絶滅危惧の度合いが高い、両生類、哺乳類の保護回復が含まれていない。レッドデータを参考に、特に、生態系の上位種である哺乳類の保全を保護回復計画に含めるべきである。</p> <p>重点プロジェクト7(希少種の保護)と8(レッドデータブック)(p.126)は個別のものではない。福岡県生物多様性地理情報システム(p.155)をレッドデータとリンクできるような仕組みを作り、希少種の保護、レッドデータブック、福岡県生物多様性地理情報システムをリンクさせた絶滅危惧対策を構築すべきである。</p>	<p>福岡県レッドデータで示されているように、両生類、維管束植物、哺乳類の絶滅危惧割合は高く(p.56)、生息地で危機に瀕している生息地は山地森林が最も割合が高い(p.57)。それにも関わらず、両生類や哺乳類が含まれていない指定希少野生動植物種20種の保護のみが、目標や施策で述べられている。絶滅危惧I類のモモンガやヤマネについて、ほとんど調査も行われておらず、現状調査を広範囲で行い、保護回復対策を実施しなければいつの間にか絶滅してしまう可能性が高い。絶滅危惧II類のカワネズミやコウモリ類なども同様の可能性があり、早急な調査や保護が必要と思われる。これらの生物は森林を主な生息場所としており、生態系の上位種である絶滅危惧種の哺乳類を保全するための森林(生態系)保護を行うことが施策として重要と考える。</p>	<p>哺乳類を含め、新たな指定希少野生動植物種の指定及び保護回復事業計画の策定については、福岡県レッドデータブックの改訂(2024(令和6)年発刊予定)を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。</p> <p>また、その検討に当たっては、改訂版レッドデータブックの記載内容のほか、改訂作業に伴う生息・生育状況調査等で得られた情報を福岡県生物多様性地理情報システムに集約し、活用することとしています。今後、このシステムが希少種保護対策の科学的基盤として機能するよう、その充実に努めてまいります。</p>
12		P128 12行～	<p>「カモ、オオバンなどの食害に対する対応について」</p> <p>自治体から麦の食害について相談があり、現地確認を行うとともに各地での実態や対策について情報収集を行った。</p> <p>他県では、オオバンによる麦や蓮(茎)の食害が確認されている。特に蓮の食害は、茎を齧られると、根が枯れるということで、網をかけて被害を防止している状況である。オオバンの麦の食害は未ださほど大きな被害にはなっていないが、一部駆除もされている様である。どんな対応が出来るか、県とも打ち合わせて対応したい。</p> <p>これらの農作物の食害に対して、生物多様性ではどう対応するのか知りたい。</p>	<p>生物多様性は農・漁業の被害とどう共存するかを、明記し、その対策も講じて欲しい。</p>	<p>野生鳥獣による農業被害に対しては、戦略案P128の「重点プロジェクト9」に記載のとおり「野生鳥獣による農林水産物、生活環境、生態系への被害対策として、捕獲や防護柵、生息環境の整備等の被害防止策を総合的に実施しています。しかし、その被害は依然大きいため、引き続き被害防止策を科学的、計画的に実施」することとしています。</p> <p>なお、いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

パブリックコメント意見及び意見への対応(案)

別紙2

①積極的な施策への提案

整理番号	関連ページ		意見内容	意見の理由	意見への対応 ※パブリックコメント時のページ数を記載
	パブコメ時	現戦略案			
13		P129 1行～	「県によるサギ、カワウなどの生息調査と生息数の管理について」 複数の自治体において、サギ類のコロニーによる糞害等のトラブルが生じていると聞く。生物多様性の視点からの、これらの鳥類に対する対応については、ほとんどできていないと言っている状況にある。 希少種の保護のみではなく、身近な野鳥に対する対策が必要であると考えます。	生物多様性は、希少種の保護だけではない。身近な野鳥の適正な管理が望まれる。	身近な種から希少種まで多様な野生生物が生息・生育できる環境を維持し、人と野生動物の望ましい関係を築いていくためには、多様な主体の参加のもと野生生物の適正な保護と管理を進めることが重要です。このため、戦略案P129「鳥獣保護管理に関する普及啓発」に記載のとおり、鳥獣の保護管理に関する地域住民の理解と協力を促し、人と鳥獣の適切な関係を構築できるよう、探鳥会や自然環境教育の場などを通じて、安易な保護や餌付けによる影響、鳥獣による生態系・農林水産業などへの被害等について、普及啓発等を行ってまいります。
14		P129	昨年、特定外来生物オオキンケイギクの駆除に会と住民の方と取り組みましたが、行政の協力が得られませんでした。外来生物については特に特定地域で駆除しなければならぬと思います。地域分布図があれば啓発できると思います。	オオキンケイギクの黄色がきれいと言ってそっとしておいてと言われる方もいます。このことは外来生物ということが伝わっていないと思います。	オオキンケイギクなどの侵略的外来種16種の分布図については、2015(平成27)～2016(平成28)年に調査した結果を2.5次メッシュとして作成し、福岡県侵略的外来種リスト2018のP85以降に掲載しています。また、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するホームページ「福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム」においても、新たにメッシュ図を公開し、外来種対策に役立つ情報を更新していきます。
15	P137	P137 9行～	港湾整備における生物多様性の配慮について 緑地整備に際し多様な生物の生息空間の創出を、より具体的に「水鳥のための生息空間としての湿地の創出」と明文化してほしい。	開発によって水鳥や渡り鳥の生息空間である湿地が奪われている。渡り鳥のフライウェイ上に位置する福岡県の埋め立て途中にでき湿地は、代替え湿地として一定期間大変有効で重要な役割を果たしているが、やがて埋め立てられ消失している。浚渫土砂の有効活用などを含め、積極的に水鳥のための湿地を創出すべきである。	港湾部の埋立造成においては、埋立材である浚渫土砂に多量の海水が混じるため、埋立地は一時的に海水が溜まった状況となり、一定期間は湿地のような状態になります。しかし、海面より高い埋立地に溜まった海水であり、新たな海水の流入がないため、水面を保つことができない状況となります。 港湾整備における緑地整備にあたっては当該箇所に応じた固有の検討が必要となるため、水鳥に特化した記載はしていませんが、今後とも水鳥を含む多様な生物の生息空間を創出できるよう考慮してまいります。

パブリックコメント意見及び意見への対応(案)

別紙2

①積極的な施策への提案

整理番号	関連ページ		意見内容	意見の理由	意見への対応 ※パブリックコメント時のページ数を記載
	パブコメ時	現戦略案			
16	P140	P140 15行～	放置竹林の対策について、企業やNPO等と協力して推進する旨も追記すべきであると思えます。八女市を中心に、放置竹林の拡大・竹林の周辺森林への侵食は悪化の一途となっています。本県の生物多様性の損失に掛かる主要な要因の一つと思えます。	八女市を中心に、放置竹林の拡大・竹林の周辺森林への侵食は悪化の一途となっており、既に行政機関のみでどうにかなる状態ではありません。竹材の利活用方法の考案に取り組んでいる企業やNPOもありますので、官民あるいは産学官で連携した施策の推進が必要だと思えます。	県では、放置竹林の拡大を防ぐため、関係市町村との連携強化を図るとともに、森林・山村多面的機能発揮対策交付金等を活用し、地域住民やNPO等が行う竹林整備を支援しています。 このため、戦略案P140「放置竹林対策の推進」については、御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「放置竹林の拡大を防ぐため、関係市町村と連携強化を図りながら、森林組合や市町村に対し、他の樹種への植え替えや、人工林に侵入した竹の伐採等の支援を行います。また、地域住民やNPO等が行う竹林整備を推進するため、森林・山村多面的機能発揮対策交付金等を活用しその活動を支援します。」
17	P143～ P144	P143～ P144	農業農地分野に関する取り組みに関して食の安全について、遺伝子組み換え品種・作物についての規制、病害虫雑草管理について、除草剤やネオニコ系農薬のより踏み込んだ使用規制が必要ではないか。福岡県産品種を守るための県独自の条例等も必要ではないか。	「エコ農産物認証制度」や「環境保全型農業支援」の制度は評価できるが、一方で除草剤の使用は、農地だけでなく畦や土手、道路脇、線路脇法面、グラウンド、公園など様々な場所での使用が目につく。農薬なども欧米に比べて使用規制が緩く安全性が疑わしい。種子法が廃止され、種子ビジネスが一部の巨大資本・多国籍企業に独占され、種子の囲い込みが進む現状をみるときに、地域特有の風土の中で育まれ食文化を支えてきた多様性や、「食料主権」を守るために、伝統野菜はもちろん福岡県が開発してきた米や麦、大豆等の主要作物の品種も県独自の条令を作って守って欲しい。	遺伝子組換えについては、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」、除草剤やネオニコ系農薬については、「農薬取締法」で全国一律に規制がされているところであり、県としましては、法律を遵守して生産するよう指導してまいります。 県育成品種を含む水稻、麦、大豆の種子につきましては、「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」及び「主要農作物種子法(2018年4月廃止)」の内容を引き継ぐ「福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱(2018年4月制定)」に基づき、水稻、麦、大豆の優良種子の生産と供給に取り組んでおります。 また、県内の伝統野菜の栽培にあたっては、戦略案P144「伝統野菜の保存と普及」に記載のとおり、関係機関とも連携の上、必要に応じて技術的支援を図ってまいります。

パブリックコメント意見及び意見への対応(案)

別紙2

①積極的な施策への提案

整理番号	関連ページ		意見内容	意見の理由	意見への対応 ※パブリックコメント時のページ数を記載
	パブコメ時	現戦略案			
18		P153 1行～	<p>「外来種・西洋睡蓮の駆除について」 県天然記念物のオグラコウホネの生息地に外来種・西洋睡蓮が繁殖していることについて、地元役場に連絡した。 その後、現地を確認したが、ほとんど以前と同じ状態であった。 なお、この件については、環境保全指導員として県に報告しているが、県からは何の報告もない。</p>	<p>県は、生物多様性と言いながら、市町村に対してどんな指導をしているのか。 こんな状況では、希少植物が守られるのか、はなはだ疑問である。 市町村に対する指導、及び、情報提供者(環境保全指導員)への経過報告なども徹底しなければ、希少生物の程は出来ないのではないかと思ひ、その旨の追加をお願いする。</p> <p>なお、環境保全指導員については、研修会の開催もお願いしたい。</p>	<p>県指定天然記念物については、県が設置する文化財保護指導委員が定期的に巡回し、状況を確認しています。御意見をいただいたオグラコウホネに関しては、県の絶滅危惧種に選定され、その生育には注意を要することから文化財保護指導委員の巡回等を通して、生育地を管理する自治体とともに継続的に注意を払っているところです。</p> <p>また、戦略案P153「市町村が実施する生物多様性関連事業の支援」に記載のとおり、市町村が実施する生物多様性の保全事業等に対しては必要に応じて技術的助言等を行うこととしております。本件については、生育地を管理している自治体に対して、外来種であるセイヨウスイレンの駆除に向けた技術的助言を実施しているところです。</p> <p>なお、御意見にありました環境保全指導員に対する研修については、必要に応じて実施を検討してまいります。</p>
19		P160～ P161	<p>ここ11年間、毎日海岸の清掃活動を行っているが、固有種の保全は待ったなしの状態になりつつある。一部の人間だけではなく、県民全体が生物多様性に関する意識を変えないといけない。住民の意識を変えるためには、市町村による啓発の推進が重要であり、そのためにも県はまず市町村の意識を変えるような働きかけが必要である。</p> <p>また、生物多様性を保全するためには、県民、行政、企業が一体となるための具体的な方策を決める必要がある。</p>	<p>市町村に生物多様性の保全を呼びかけても、海岸は県の所管だからととりあてられない現状がある。また、海岸を利用する県民に生物多様性の重要性を説明しても、興味がないと言われるような状態がずっと続いている。</p> <p>市町村は市民参加型の海岸清掃活動を実施しているが、希少生物の生息域まで入りこみ、海浜植物を踏み荒らし、砂を踏み固めるなどの行為を行っている。配慮をお願いしても「人が足りないから無理」と断られ、市町村長を含めた市町村職員の意識を変える必要があると痛感している。</p>	<p>生物多様性の保全に向けては多様な主体が互いに連携・協働して取り組んでいくことが必要です。戦略案P160第6章「1. 推進体制(1)多様な主体の連携・協働による推進」に記載のとおり、市町村においては各市町村に特有の生物多様性の特徴・課題を踏まえ、地域密着型の施策を計画的に推進するほか、施策の検討に際して、NPO等と連携を行うなどして、住民の意向把握に努め、地域の実情にあった施策を実施していくことが求められます。</p> <p>県におきましては、生物多様性に関する普及・啓発を積極的に行うとともに、多様な主体の連携・促進に取り組んでいるところです。今後も引き続き市町村との効果的な連携を図り、各主体に対する情報提供等の適切な支援を行ってまいります。</p>

パブリックコメント意見及び意見への対応(案)

別紙2

②誤記の指摘・分かりやすい表現の提案

整理番号	関連ページ		意見内容	意見の理由	意見への対応 ※パブリックコメント時のページ数を記載
	パブコメ時	現戦略案			
1	P39	P39	香春岳の石灰岩植生の生育種について、ツクシシモツケはイブキシモツケのことでしょうか。通常使われる和名ではないように思います。		御意見を踏まえ、「イブキシモツケ」に修正します。
2	P43	P43	コウラカナワラビとされていたものは、海老原(2017、シダ植物標準図鑑Ⅱ)において、イヌツルダカナワラビ(雑種で、特に珍しいものではないです)とされました。本ページにおいて特筆して名前を出すことは避けたほうが良いと思います。		当該箇所は、その地の名を冠した植物を記述したのですが、御意見にある最新の分類学的知見も踏まえる必要があることから、戦略案P43「高良山の照葉樹林」の説明を次のとおり修正します。 「着生植物やコウラカナワラビ(イヌツルダカナワラビ)などのシダ類が豊富です。」

県内市町村からの意見及び意見への対応(案)

別紙3

①積極的な施策への提案

整理番号	関連ページ		意見内容	意見の理由	意見への対応 ※意見照会時のページ数を記載
	照会時	現戦略案			
1	P65～P66	P66～P67	<p>①県のイノシシによる農林業被害額は、シカに比べて3倍以上の被害額であり(鳥獣全体の被害額の44%を占める)、よりイノシシに重点を置いた現状認識・記述が必要ではないでしょうか。</p> <p>②シカ・イノシシともに第二種特定鳥獣に指定されており、個体数調整のための捕獲の必要性についての課題認識が必要ではないでしょうか。</p>	<p>①県のイノシシによる農作物被害額は平成28年度から30年度まで全都道府県中1位、令和元年度から2年度まで同2位と全国的に見ても高水準で推移しており、ここ2年は再度増加傾向となっているため。</p> <p>②両獣種は、個体数の著しい増加又は分布域が拡大していることから第二種特定鳥獣とされているものであり、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策(平成25年)」においても令和5年度末までに生息数を半減させることを目標にしているため。</p>	<p>シカ及びイノシシによる農林業被害等の現状や、被害対策の取組の詳細については、第二種特定鳥獣管理計画において個別に記載していることから、本戦略については原案のとおりとします。</p> <p>なお、イノシシについては、第6期第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画を策定し被害対策に取り組んでいるところです。現計画の2021(令和3)年度末までに農林業被害額3億円以下という目標に対して、2020(令和2)年度の実績は3億3千万円となっております。目標達成には至っておりませんが、第5期計画末である2017(平成29)年度の3億9千6百万円と比較して減少しております。シカ・イノシシともに、今後とも捕獲を含めた総合的な被害対策を継続することが必要であると考えております。</p>
2	P67～P68 P129～ P130	P68～P69 P129～ P130	<p>ほ乳類をはじめとする移動範囲が広い外来種(アライグマ等)に関しては、市域のみならず近隣市町村を含めた広域での対策が重要であることから、これらの現状や課題及び県が主体となる取組みの記載も必要ではないでしょうか。</p>	<p>本市において、特定外来生物であるアライグマは市境での生息確認が多く、防除にあたっては広域的な対応が必要と考えるため。</p>	<p>侵略的外来種については、戦略案P129「侵略的外来種防除マニュアル等を活用した外来種防除の促進」に記載のとおり、多様な主体が自主的に防除を実施できるよう「福岡県侵略的外来種防除マニュアル2021」を作成することとしています。(予定)</p> <p>作成したマニュアル等は県内市町村と共有するほか、「生物多様性情報総合プラットフォーム」や県民向けの出前講座、環境イベント等で周知・啓発を行うこととしています。</p> <p>また、防除の緊急性が高いアライグマ等の特定外来生物については、外来生物法に基づく県内市町村の防除実施計画の策定を支援するほか、広域的な対応が可能になるよう、県ホームページにアライグマの県内分布情報を掲載しております。</p>

県内市町村からの意見及び意見への対応(案)

別紙3

①積極的な施策への提案

整理番号	関連ページ		意見内容	意見の理由	意見への対応 ※意見照会時のページ数を記載
	照会時	現戦略案			
3	P121 15～19行	P121 16～20行	タイトルに記載がありますので、里海の内容にも言及した方が良いと思います。		御意見を踏まえ、戦略案P121記載の施策「里地里山里海の魅力や未利用資源の発掘・活用」の内容を次のとおり修正します。 「優れた自然や文化、伝統などの山村特有の資源を保全するとともに、地域の活性化を図るため、森林を活用した新たな産業の創出や、農林漁業への就業機会の拡大、里山林などの未利用資源の活用を図ります。〔農山漁村振興課、林業振興課、水産振興課〕」
4	P128	P123 P128～ P129	野生鳥獣の増加による自然への負荷低減のために、県の取組みとして個体数調整のための広域的な捕獲に取り組む姿勢を記載すべきではないでしょうか。	「抜本的な鳥獣捕獲強化対策(平成25年)」のみならず、令和3年度には鳥獣被害防止特措法改正により、都道府県による被害防止のための個体数調整の鳥獣捕獲が可能になり、付帯決議においても都道府県による積極的な推進が求められていることから、国の直近の動向を踏まえ計画において県の姿勢を明らかにする必要があるため。	野生鳥獣の増加による自然への負荷低減のための広域的な捕獲の取組としては、戦略案P123の「英彦山及び犬ヶ岳生態系回復事業」に記載のとおり、英彦山及び犬ヶ岳地域において生態系の維持回復を目的としたシカの捕獲に取り組んでいるところです。 また、農林業被害の低減のために、現在、農林事務所ごとに、市町村、狩猟者等で構成する広域協議会を設置し、市町村をまたいだ捕獲計画を策定したうえで、一斉捕獲を実施しており、これを実施する際には、狩猟者に対し、弾代などを支援しています。 さらに、2020(令和2)年度から国が示した捕獲の抜本的な強化の取組に呼応して、本県でも集中捕獲エリアを設定し、捕獲を強化しているところです。 鳥獣被害防止特措法改正を踏まえた都道府県による広域捕獲については、国や隣接県、市町村と連携し、取組を検討してまいります。
5	P155	P156 23行～	鳥獣生息状況の情報収集について、第二種特定鳥獣管理計画が策定されているイノシシについても実施する必要があるのではないのでしょうか。	同計画が策定されているシカについては調査を行うこととしているが、イノシシの現状把握が必要と考えるため。	戦略案P155「鳥獣生息状況の情報収集」には、イノシシについても含まれることから、原案のとおりとします。 なお、イノシシの生息状況については、毎年度市町村を通じて捕獲報告や出合数、わな設置効率などにより調査しているところです。

県内市町村からの意見及び意見への対応(案)

別紙3

②誤記の指摘・分かりやすい表現の提案

整理番号	関連ページ		意見内容	意見の理由	意見への対応 ※意見照会時のページ数を記載
	照会時	現戦略案			
1	P46 27行目	P46 27行	気球規模⇒地球規模		御意見のとおり、「地球規模」に修正します。
2	P48 2行目	P48 2行	世界無形遺産⇒ユネスコ世界文化遺産		文化庁ホームページ (https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/mukei_bunka_isan/)の記載を踏まえて、「ユネスコ無形文化遺産」に修正します。
3	P48 28行目	P48 28行	農産物⇒農水産物		本戦略において、「農水産物」という表記は他にないため、「農林水産物」に修正します。
4	P59 3行目	P59 3行	ハマサジ群落の説明文 「河口付近の砂泥地」⇒「河口付近の砂州や塩湿地」の方が分かりやすいと思います。		河口付近や干潟の地面を指す語として「砂泥地」は一般的に用いられていますので、原案のとおりとさせていただきます。
5	P127 14行目	P127 15行	数値目標 目標値が「増加を目指す」とありますが、指定種の生息・生育状況の改善が進み、指定を解除することになった場合は、数値は減少するものと思われます。そのような想定も踏まえた目標設定でしょうか。		指定希少野生動植物種については、特に保護を図る必要がなくなったと認めるときに指定を解除します。しかし、現在指定している20種については、いずれも5年間(戦略の計画期間)という比較的短期間で生息・生育数を回復させて安定状態に導くことは困難であると考えています。 なお、新たな指定希少野生動植物種の指定については、福岡県レッドデータブックの改訂(2024(令和6)年発行予定)を踏まえ、必要に応じて検討することとしており、追加指定を行う可能性があると考えています。このため、希少種保護対策の積極的な推進を図ることを前提として、数値目標については「増加を目指す」としています。

県内市町村からの意見及び意見への対応(案)

別紙3

②誤記の指摘・分かりやすい表現の提案

整理番号	関連ページ		意見内容	意見の理由	意見への対応 ※意見照会時のページ数を記載
	照会時	現戦略案			
6	P167	P167	「(2)参考となるその他の指標」について表の枠幅を166ページとそろえた方がよい(行動指針欄)。	他ページの表と統一を図るため。	可能な限り、統一感が出せるように調整します。
7	P167	P167	166ページと異なる指標ということで2020年度の実績を使用するのであれば、「現状」という表現は検討してはどうか。	2021年度を基準(現状)とするのであれば、2020年度は年度が異なるため、「結果」等と表現を変えた方がよいと考えるため。	戦略案P167「(2)参考となるその他の指標」は、計画期間5年間の情勢変化を把握するために設定しているものです。パブリックコメントの時点では、2020(令和2)年度の数値のみの記載であったため、「現状(2020年度)」としていましたが、その後一部の数値について2021年度の確定値に更新しましたので、(1)と同様、「現状(2021年度)」に修正します。